

第12部
放射線治療

(項目の新設)

※甲状腺機能亢進症、甲状腺分
化癌に対するI¹³¹内用療法の
評価

(注の追加)

(新設)

放射性同位元素内用療法管理料

- イ 甲状腺癌に対するもの 500点
 - ロ 甲状腺機能亢進症に対するもの 250点
- 注 甲状腺疾患（甲状腺癌及び甲状腺機能亢進症）を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

(新設)

注 直線加速器による定位放射線治療のうち、患者の体幹部に対して行われるものについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

項 目	改 正 案																			
<p>第4章 経過措置</p>	<p>第1章の規定にかかわらず、次の表の第1欄に掲げる診療料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち同表の第2欄に掲げる保険医療機関においてのみ、同表の第3欄に掲げる患者について、同表の第4欄に掲げる期間に限り、算定できるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="752 595 1951 1441"> <thead> <tr> <th data-bbox="752 595 1048 647">第1欄</th> <th data-bbox="1048 595 1346 647">第2欄</th> <th data-bbox="1346 595 1644 647">第3欄</th> <th data-bbox="1644 595 1951 647">第4欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="752 647 1048 1042"> 区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料及びA106に掲げる障害者施設等入院基本料のうち入院基本料4及び入院基本料5 </td> <td data-bbox="1048 647 1346 1042"> 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）附則第12条及び第13条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関 </td> <td data-bbox="1346 647 1644 1042"> 第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者 </td> <td data-bbox="1644 647 1951 1042"> 平成18年3月31日までの間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="752 1042 1048 1241"> 区分番号A102に掲げる結核病棟入院基本料のうち入院基本料6及び入院基本料7 </td> <td data-bbox="1048 1042 1346 1241"> 改正省令附則第16条第2項又は第17条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関 </td> <td data-bbox="1346 1042 1644 1241"> 第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者 </td> <td data-bbox="1644 1042 1951 1241"> 平成18年3月31日までの間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="752 1241 1048 1441"> 区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち入院基本料4及び入院基本料5 </td> <td data-bbox="1048 1241 1346 1441"> 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2に規定する病院以外の病院であ </td> <td data-bbox="1346 1241 1644 1441"> 第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者 </td> <td data-bbox="1644 1241 1951 1441"> 当分の間 </td> </tr> </tbody> </table>				第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料及びA106に掲げる障害者施設等入院基本料のうち入院基本料4及び入院基本料5	医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）附則第12条及び第13条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成18年3月31日までの間	区分番号A102に掲げる結核病棟入院基本料のうち入院基本料6及び入院基本料7	改正省令附則第16条第2項又は第17条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成18年3月31日までの間	区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち入院基本料4及び入院基本料5	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2に規定する病院以外の病院であ	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	当分の間
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄																	
区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料及びA106に掲げる障害者施設等入院基本料のうち入院基本料4及び入院基本料5	医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）附則第12条及び第13条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成18年3月31日までの間																	
区分番号A102に掲げる結核病棟入院基本料のうち入院基本料6及び入院基本料7	改正省令附則第16条第2項又は第17条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成18年3月31日までの間																	
区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち入院基本料4及び入院基本料5	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2に規定する病院以外の病院であ	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	当分の間																	

	る保険医療機関		
区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち入院基本料6	改正省令附則第14条第2項、第15条又は第20条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	改正省令附則第14条第2項又は第15条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関にあっては平成18年3月31日までの間、改正省令附則第20条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関にあっては当分の間
区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち入院基本料7	改正省令附則第14条第2項又は第15条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成18年3月31日までの間
区分番号A315に掲げる老人性痴呆疾患療養病棟入院料	平成14年9月30日において、第1欄に掲げる診療料を算定する病棟を有する病院である保険医療機関	第2欄に掲げる病棟に入院している患者	平成18年3月31日までの間